

# 地域防犯カメラ維持管理費補助事業の手引

令和4年4月

岡崎市市民安全部防犯交通安全課



# 目 次

第 1 章	補助制度の概要	1
1	目的	
2	制度概要	
第 2 章	補助制度の流れ	2
1	交付申請書の提出	
2	交付決定	
3	実績報告書の提出	
4	請求書の提出	
5	補助金の交付	
第 3 章	Q & A 及び記載例	5
1	Q & A	
2	記載例	
	交付申請書(様式第 1 号)	6
	事業計画書(様式第 2 号)	7
	地域承認証明書(様式第 3 号)	8
	変更承認申請書(様式第 5 号)	9
	実績報告書(様式第 7 号)	10
	事業報告書(様式第 8 号)	11
	請求書(様式第 10 号)	12
【資料】		
	岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱	13



## 第1章 補助制度の概要

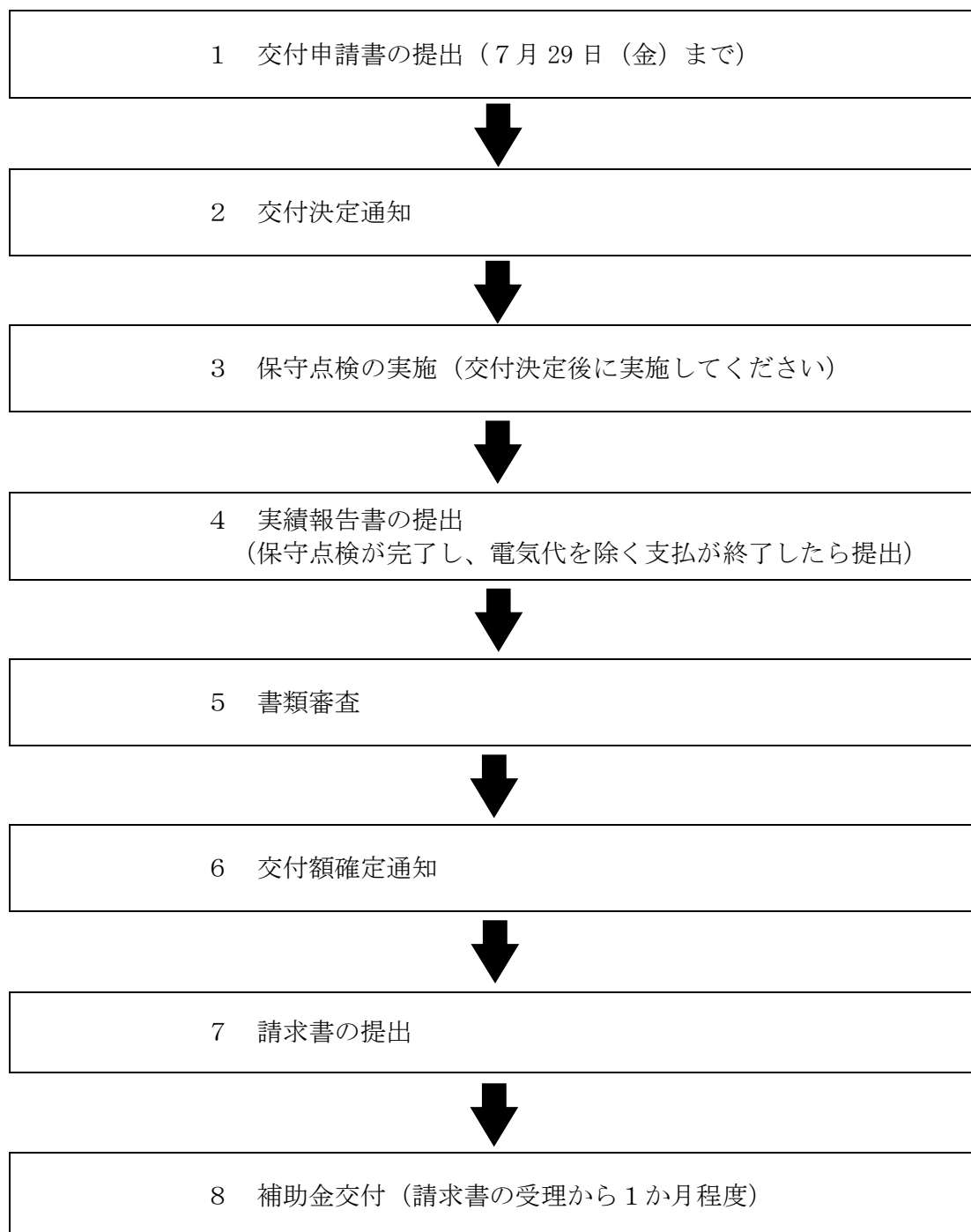
### 1 目的

この補助制度は、地域自らが防犯目的で設置している地域防犯カメラの維持管理に必要な費用の一部を補助することにより、地域防犯カメラの適正かつ継続的な運用促進を図り、もって、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とします。

### 2 制度概要

項目	内容
補助対象者	学区総代会
対象となる地域防犯カメラ	<p><u>当該年度中に保守点検を実施した地域防犯カメラで、次に該当するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 岡崎市地域防犯カメラ設置事業費補助金の交付を受けて設置したもの</li><li>② 市の事業において設置し、地域で管理しているもの</li></ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>① 地域防犯カメラ保守点検費（簡易な部品等の修繕に係る経費を含む。なお、故障による本体の撤去及び取替経費は除く。）</li><li>② 地域防犯カメラ電気使用料</li><li>③ 地域防犯カメラの設置場所に係る電柱共架料、賃借料、謝礼等（以下「使用料等」という。）</li></ul>
補助金の額	<p>補助金の額は、補助対象経費で、次の各号により算出した額の合算額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 保守点検費に対する補助金の額 保守点検に係る経費の実費とし、上限額は、補助対象となる地域防犯カメラの台数に11,000円を乗じた額とする。</li><li>② 電気使用料に対する補助金の額 補助対象となる地域防犯カメラの台数に3,000円を乗じた額とする。</li><li>③ 使用料等に対する補助金の額 使用料等の実費（使用料等に電気使用料が含まれる場合は、1台当たり3,000円を差し引いた額とする。）とし、上限額は、補助対象となる地域防犯カメラの台数に1,400円を乗じた額とする。</li></ul>

## 第2章 補助制度の流れ



## 1 交付申請書の提出（記載例6～9ページ）

項 目	内 容
提 出 先	防犯交通安全課
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 交付申請書（様式第1号）</li> <li>② 事業計画書（様式第2号）</li> <li>③ 地域承認証明書（様式第3号）</li> <li>④ 保守点検に要する費用に係る見積書の写し</li> <li>⑤ 地域防犯カメラの設置場所を示した地図</li> <li>⑥ その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
提出期限	令和4年7月29日（金）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 見積書のあて名は、<u>必ず補助金を申請する学区総代会名</u>としてください。</li> <li>② 交付決定前に着手した保守点検の経費は、補助対象外となりますのでご注意ください。</li> <li>③ 地域承認証明書には、<u>電気使用料の負担者（支払先）</u>を記載してください。（<u>総代会〇台、〇〇町内会〇台等</u>）</li> </ul>

## 2 交付決定通知

留 意 事 項
<ul style="list-style-type: none"> <li>①申請書の内容を審査し、適当と認められた際は、交付決定通知書を郵送いたします。</li> <li>②市が通知した交付決定金額が補助金の交付上限額となります。交付決定以後に生じた事情により、<u>増額されることはありません。</u></li> <li>③補助金に係る書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から<u>5年間保存</u>してください。</li> </ul>

### 3 実績報告書の提出（記載例 10～11 ページ）

区 分	内 容
提出先	防犯交通安全課
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 実績報告書（様式第 7 号）</li> <li>② 事業報告書（様式第 8 号）</li> <li>③ 保守点検の請求書及び請求内訳の写し、領収書の写し</li> <li>④ 地域防犯カメラ設置場所に係る使用料等の経費の領収書の写し</li> <li>⑤ 保守点検結果又は保守点検を実施したことが分かる書類の写し</li> <li>⑥ その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
提出期限	令和 5 年 3 月 31 日（金）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①請求書及び領収書のあて名は、<b><u>必ず補助金を申請した学区総代会名</u></b>にしてください。</li> <li>②請求書には、具体的な内訳（品名、単価、個数など）を記載してください。（請求内訳書（写）がある場合は必要ありません）</li> <li>③領収書には、<b><u>必ず具体的な但書（防犯カメラ保守点検費、防犯カメラ電気使用料、防犯カメラ謝礼（電気使用料含む）等）を記載してください。</u></b></li> </ul>

### 4 請求書の提出（記載例 12 ページ）

実績報告内容を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めた場合、「岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金確定通知書」（様式第 9 号）をお送りしますので、速やかに「岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金請求書」（様式第 10 号）を提出してください。

### 5 補助金の交付

請求書受理後速やかに事務処理を行います。振込みまでに 1 か月程度必要となります。



### 第3章 Q & A 及び記載例

質 問	回 答
SDカードの交換費は対象か。	簡易な修繕に係る経費として、保守点検費に含めて結構です。
防犯カメラ本体の取替費は対象か。	対象になりません。
防犯カメラの移設に係る費用は対象か。	対象になりません。
謝礼として電気使用料相当額を支払っているが、謝礼が町内ごとに金額が異なるため、電気使用料と使用料等の補助対象経費の算出方法が分からない。	<p>電気使用料は防犯カメラ1台につき、一律3,000円になりますが、謝礼として電気使用料相当額を支払っている場合は、謝礼から3,000円を差し引いた額が使用料等の補助対象経費となります。</p> <p><b>【例】</b> A町：謝礼6,000円/年 5台            B町：謝礼3,600円/年 7台            C町：謝礼3,000円/年 3台 計15台の場合</p> <p>A町 6,000円/年－3,000円(電気使用料)＝3,000円/台            使用料等：3,000円×5台＝<u>15,000円</u></p> <p>B町 3,600円/年－3,000円(電気使用料)＝600円/台            使用料等：600円×7台＝<u>4,200円</u></p> <p>C町 3,000円/年－3,000円(電気使用料)＝0円/台            使用料等：<u>0円</u></p> <p>使用料等の総額：15,000円＋4,200円＝<u>19,200円</u>            使用料等上限額：15台×1,400円＝<u>21,000円</u></p> <p>上限額を下回るため、            使用料等補助対象経費：19,200円</p> <p>電気使用料は一律3,000円のため、            電気使用料補助対象経費：15台×3,000円＝<u>45,000円</u></p>

※ その他、ご不明な点は防犯交通安全課（0564-23-6219）までご相談ください。

(様式第1号)

岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金交付申請書

令和4年〇〇月〇〇日

(宛先) 岡崎市長

団 体 名  
代 表 者 住 所  
代 表 者 職  
代 表 者 氏 名 (※)  
(※) 代表者が手書きしない場合は、記名  
押印してください。  
事 務 担 当 者 名  
連 絡 先

令和4年度岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 307,340円 (算出基礎は事業計画書のとおり)
- 2 維持管理を実施する防犯カメラの台数 20台
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書 (様式第2号)
  - (2) 地域承認証明書 (様式第3号)
  - (3) 保守点検に要する費用に係る見積書の写し
  - (4) 防犯カメラの設置場所を示した地図
  - (5) その他市長が必要と認める書類

(様式第2号)

## 事業計画書

### 1. 地域防犯カメラ設置台数

設置場所	台数	備考
電柱（中電柱又はNTT柱）	4 台(a)	
学区管理施設等 (集会場、消防詰所、神社、専用ポール等)	1 台(b)	電気使用料を直接支払っているもの
その他（一般住宅、民間施設等）	15 台(c)	電気使用料を間接的に支払っているもの
合計	20 台(d)	

### 2. 保守点検実施予定時期

令和4年10月	業者名 連絡先	株式会社〇〇電気 TEL 0564-〇〇-〇〇〇〇
---------	------------	------------------------------

### 3. 保守点検に要する経費

	金額	備考
保守点検費の総額 <補助対象経費>	219,340 円(e)	別紙見積書のとおり
市費補助金上限額 (d)×11,000 円	220,000 円(f)	
(e)(f)いずれか少ない方	219,340 円(g)	

### 4. 電気使用料に要する経費

	金額	備考
(d)×3,000 円 <補助対象経費>	60,000 円(h)	

### 5. 設置場所の使用料等に要する経費

	金額	備考
電柱共架料の総額	5,610 円(i)	
その他使用料等（賃借料、謝礼等）の総額※電気使用料が含まれている場合は、1台あたり3,000円を差し引いた額	26,200 円(j)	(6,000円-3,000円) ×5台 (3,600円-3,000円) ×7台 (10,000円-3,000円) ×1台
合計(i)+(j) <補助対象経費>	31,810 円(k)	
市費補助金上限額 (d)×1,400 円	28,000 円(l)	
(k)(l)いずれか少ない方	28,000 円(m)	

### 6. 市費補助金

	金額
補助対象経費の総額 (e)+(h)+(k)	311,150 円
補助合算額 (g)+(h)+(m)	307,340 円
市費補助金	307,340 円

(様式第3号)

地域承認証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の〇〇〇〇学区総代会において、防犯カメラの維持管理に係る経費については、下記のとおり可決承認された。

記

- 1 維持管理を実施する防犯カメラの台数      20台
  
- 2 維持管理に係る予定経費支出
  - (1) 保守点検費  
    219,340円 (別添見積書のとおり) 円
  
  - (2) 電柱及び学区管理施設等の電気使用料
    - ① 電柱    4台分 (総代会1台、〇〇町内会3台)
    - ② 学区管理施設等                            1台分 (〇〇町内会1台)
    - ③ その他住宅、民間施設等                15台分
  
  - (3) 電柱共架料、賃借料、謝礼 (電気使用料を含む) 等
    - 電柱共架料 (中電)                         1,430円 × 3台 = 4,290円
    - 電柱共架料 (N T T)                        1,320円 × 1台 = 1,320円
    - 〇〇町謝礼 (電気使用料込額)            6,000円 × 5台 = 30,000円
    - 〇〇町謝礼 (電気使用料込額)            3,600円 × 7台 = 25,200円
    - 〇〇町謝礼 (電気使用料込額)            3,000円 × 2台 = 6,000円
    - 〇〇町賃借料 (電気使用料込額)        10,000円 × 1台 = 10,000円

上記の事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

学区総代会    〇〇学区総代会  
会 長 名    〇 〇 〇 〇    (※)  
(※) 会長が手書きしない場合は、記名押印して  
        ください。

(様式第5号)

岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

団 体 名  
代 表 者 住 所  
代 表 者 職  
代 表 者 氏 名 (※)  
(※) 代表者が手書きしない場合は、記名  
押印してください。  
事 務 担 当 者 名  
連 絡 先

令和4年度岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金について、下記のとおり変更  
したいので、承認くださるよう申請いたします。

記

- 1 区分  変更 ・ 取下げ
- 2 当初決定額 (変更の場合のみ記載)  
\_\_\_\_\_ 〇〇〇,〇〇〇円
- 3 変更申請額 (変更の場合のみ記載)  
\_\_\_\_\_ 〇〇〇,〇〇〇円
- 4 変更等の理由  
防犯カメラ〇〇台を廃止したため
- 5 添付書類  
変更の場合、変更後の事業計画書 (様式第2号)  
その他の書類 \_\_\_\_\_

(注) 「1 区分」においては、該当する区分に○を記載してください。

(様式第7号)

岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 岡崎市長

団 体 名  
代 表 者 住 所  
代 表 者 職  
代 表 者 氏 名 (※)  
(※) 代表者が手書きしない場合は、記名  
押印してください。  
事 務 担 当 者 名  
連 絡 先

令和4年〇〇月〇〇日付け4岡崎市指令防交第〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇号で通知のあつた岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助事業について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 307,340円

2 添付書類

- (1) 事業報告書(様式第8号)
- (2) 保守点検請求書及び請求内訳、領収書の写し
- (3) 防犯カメラ設置場所に係る使用料等の領収書の写し
- (4) 保守点検結果又は実施したことが分かる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(様式第8号)

## 事業報告書

### 1. 地域防犯カメラ維持管理実施台数

設置場所	台数	備考
電柱（中電柱又はNTT柱）	4 台(a)	
学区管理施設等 (集会場、消防詰所、神社、専用ポール等)	1 台(b)	
その他（一般住宅、民間施設等）	15 台(c)	
合計	20 台(d)	

### 2. 保守点検実施完了日

令和4年12月1日	実施業者 株式会社〇〇〇〇 (連絡先) 0564-〇〇-〇〇〇
-----------	------------------------------------

### 3. 保守点検に要した経費

	金額	備考
保守点検費の総額 <補助対象経費>	219,340 円(e)	別紙領収書の写し参照
市費補助金上限額 (d)×11,000円	220,000 円(f)	
(e)(f)いずれか少ない方	219,340 円(g)	

### 4. 電気使用料

	金額	備考
(d)×3,000円 <補助対象経費>	60,000 円(h)	

### 5. 設置場所の使用料等に要した経費

	金額	備考
電柱共架料の総額	5,610 円(i)	別紙領収書の写し参照
その他使用料等（賃借料、謝礼等）の総額	26,200 円(j)	別紙領収書の写し参照
合計(i)+(j) <補助対象経費>	31,810 円(k)	
市費補助金上限額 (d)×1,400円	28,000 円(l)	
(k)(l)いずれか少ない方	28,000 円(m)	

### 6. 市費補助金

	金額
補助対象経費の総額 (e)+(h)+(k)	311,150 円
補助合算額 (g)+(h)+(m)	307,340 円
市費補助金	307,340 円

岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金請求書

日付は空欄で提出  
してください。

(宛先) 岡崎市長

団 体 名  
代 表 者 住 所  
代 表 者 職  
代 表 者 氏 名 (※)  
(※) 代表者が手書きしない場合は、記名  
押印してください。  
事 務 担 当 者 名  
連 絡 先

令和 4 年度岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金として下記の金額を請求します。

記

1 請求額

¥ 3 0 7 , 3 4 0 . -

2 振込先

金融機関	〇〇〇〇	銀 行 信用金庫 農 協	支店名	〇〇〇〇	本 店 支 店 出張所
預金種目	普通 ・ 当座				
口座番号	0 1 2 3 4 5 6				
(フリガナ) 口座名義	〇〇ガックソウダイカイ カイケイ 〇〇〇〇				
	〇〇学区総代会 会計 〇〇〇〇				

(注) 振込先は、申請団体の口座に限ります。

口座名義にスペースがある場合は 1 文字程度開けて御記入をお願いします。



## 岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域自らが防犯目的で設置している地域防犯カメラの維持管理に必要な費用の一部を予算の範囲内において補助するため、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、地域防犯カメラの適正かつ継続的な運用促進を図り、もって、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において地域防犯カメラとは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 岡崎市地域防犯カメラ設置事業費補助金の交付を受けて設置したもの。
- (2) 市の事業において設置し、地域で管理しているもの。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、当該年度中に地域防犯カメラの保守点検を実施した学区総代会（以下「申請団体」という。）とする。ただし、1申請団体につき同年度の申請は1回限りとする。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、地域防犯カメラの維持管理に直接必要な経費で、以下に掲げるものとする。ただし、当該年度中に掛る経費に限る。

- (1) 保守点検費（簡易な修繕に係る経費を含む。）
  - (2) 電気使用料
  - (3) 設置場所に掛る電柱共架料、賃借料、謝礼等（以下「使用料等」という。）
- 2 保守点検において、機器等の故障による防犯カメラ本体の取替費及び移設工事に要する経費は補助対象外とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費で、次の各号により算出した額の合算額とする。

- (1) 保守点検費に対する補助金の額は、保守点検に掛る経費の実費とし、上限額は、補助対象となる地域防犯カメラの台数に11,000円を乗じた額とする。
- (2) 電気使用料に対する補助金の額は、補助対象となる地域防犯カメラの台数に

3,000円を乗じた額とする。ただし、保守点検により故障が確認され、やむを得ず撤去する防犯カメラが発生した場合は、当該カメラを撤去した当該月のまでの期間を月割りした額とする。

- (3) 使用料等に対する補助金の額は、当該使用料等の実費（使用料等に電気使用料が含まれる場合は、1台当たり3,000円を差し引いた額とする。）とし、上限額は、補助対象となる地域防犯カメラの台数に1,400円を乗じた額とする。

#### (交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする申請団体は、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、保守点検の事業着手前又は当該年度の7月31日のいずれか早い期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 地域承認証明書（様式第3号）
- (3) 保守点検に要する費用に係る見積書の写し
- (4) 地域防犯カメラの設置場所を示した地図
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### (補助金の交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金交付の目的を達成するために必要と認めたときは、交付の決定に際し条件を付すことができる。

#### (事業内容の変更等の申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請団体において、補助事業の内容に変更が生じた場合は、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金変更承認申請書（様式第5号）に第7条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更のない書類についてはこの限りでない。

#### (事業内容の変更等の承認)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、変更等の内容を審査し、適当と認めたときは、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金変更等承認通知書（様式第6号）により、申請団体に通知するものとする。

#### (実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた申請団体は、当該年度の末日までに、岡崎市地域防

犯カメラ維持管理費補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 保守点検の請求書及び請求内訳、領収書の写し
- (3) 地域防犯カメラ設置場所に掛る使用料等の経費の領収書の写し
- (4) 保守点検結果又は保守点検を実施したことが分かる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### （額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金確定通知書（様式第9号）により、申請団体に通知するものとする。

#### （補助金の交付）

第13条 申請団体は、前条の通知書を受けたときは、速やかに岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに申請団体に対して補助金を交付するものとする。

#### （検査等）

第14条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、申請団体に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

#### （交付決定の取消し又は返還）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付を取り消すものとし、交付確定金額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件等に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金取消決定通知書（様式第11号）により、当該交付決定者に通知する。

3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期日までに、既に支払われた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

#### （雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

申請書等様式ダウンロードはこちら

【岡崎市ホームページ】 <http://www.city.okazaki.lg.jp/>

[トップページ](#) → [市の組織](#) → [防犯交通安全課](#) → [補助金等](#) → [地域防犯カメラ維持管理費補助](#)

問い合わせ先

- ・ 補助金制度全般について

市民安全部防犯交通安全課 生活安心係 23-6219（直通番号）

